

死亡者情報提供事務遺漏について

町民生活課

1 趣旨

各新聞社への死亡者の情報提供を遺漏したため、謝罪の広告掲載を行ったもの。

2 経過

10月9日(火)に死亡届を受理した際、各新聞社へFAX送信による死亡者の情報提供を遺漏したため、10月11日(木)10時からの告別式の掲載がなされず、故人の関係者へ死亡の事実が伝達できなかったもの。

3 対応

(1) 10月11日(木) 午前中

各新聞のおくやみ欄に掲載されていない事が葬祭会館からの連絡により発覚。葬儀開始前に担当課長と担当者でご遺族に対して謝罪。

(2) 10月12日(金)

町長・総務課長・町民生活課長・担当者で自宅へ出向き、ご遺族へ謝罪。

(3) 10月14日(日)

新聞へ臨時広告により以下のとおり謝罪文を掲載。

10月12日のおくやみ欄に掲載の【琴浦】9日〇〇〇〇さん(〇〇)〇〇〇〇(葬儀は11日に執り行いました)は、本来10日のおくやみ欄に掲載されるべきものでしたが、役場の不手際により掲載が遅れてしまいました。ご親族並びに関係者の方々には多大なご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

平成30年10月14日

琴浦町役場

4 今後

これまで、各新聞社・郵便局・社協ごとに手書きで行っていた死亡者の情報を、パソコンでFAX送信票を一括作成し、斎場予約状況票と確認したうえで各新聞社等へ送信します。

各新聞社へは掲載希望がない場合にも、「本日はありません」との旨を送信し、再発防止を徹底します。